



↑
令和8年12月1日よりこれらの施設・設備を

申込みするためには利用団体登録番号が必要です

利用団体登録番号の交付をするので利用団体の皆さんは

利用団体整理票の再提出をお願いします

再提出期間は 8 月 15 日から 11 月 15 日までです

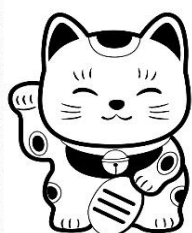
■ 利用団体整理票再提出方法 ■

電子申請システムで提出してください



※電子申請システムが利用できない方は

紙の利用団体整理票(一斉更新用)を9階受付に
提出してください



ミーティングルーム・ロッカー・レターケース
団体等活動紹介コーナーを利用するには、県民活動サ
ポートセンターに利用団体整理票を提出し、ボランタリー
団体として利用団体登録がされていることが必要です。
令和8年12月よりワークショップスペース申込みの場
合も利用団体登録が必要になります。

